

在宅福祉は可能か

たなべ・ひでのり

1. ある研修会の映画

寝たきりに近い在宅の老人（男性）がいる。その人を介護するのは、息子の妻たゞ一人である。その家庭にはこの二人の外は、親族の同居も近居もない。

よくある例だがそういう状況の下で、たゞ一人のケア担当者（この場合、義理の娘）は次第に心身ともに疲れてくる。休憩も休暇もない日々の過重労働の下では、体力の限界にゆき当るのは時間の問題だった。あるときあるところで偶然見る機会のあった地域福祉PR映画は、こういう設定で始まった。ここまでの成り行きは、わが国在宅ケアの今日の問題を提示しているわけだが、この映画ではその後の展開に疑問をもたされる。

一家のたゞ一人のケア担当者がバテるとなると、直ちに救いの手が近隣から寄せられる。コミュニティぐるみのケアを画にかいたような光景だが、その家の苦境に気付いた近所の主婦たちが、エプロン姿も甲斐甲斐しく交代で老人の介護を手伝うのである。

たちまちにして介護疲れのその家の主婦は生氣を取り戻し、健康を回復して、再び老人のケアに取り組むことができるようになった。不思議なことにその映画では、寝たきりに近かった老人まで奇跡的に立ち直り、ベッドから離れることができただけでなく、近所を歩きまわって、行き交うコミュニティの人々と（まるで政治家の選挙運動のように）感謝の握手をしまわるのである。いやめでたし、めでたし。

一体これはなんなのだろう。映画が終って筆者は考えこむ。観客たちは良くも悪くもあまり感想をもたなかったようで、そそくさと次の行事、90分もの長丁場の講演を聞く準備にとりかゝる。といっても心の準備だけで、会場

はそのまゝすでに設営は終わっていた。

講師がすっきりしない顔付きで、登壇する。会場にはその町の福祉関係リーダーが、一堂に会している。

今一諸に見た映画の、結末の部分は、一体何なのでしょう。講師は話のイントロをそこにもってくる。

地域ぐるみのケアという考え方が普及すれば、こうなるという見本なのだろうか。そうあってほしいという願いなのだろうか。

意図は何であっても、いまの時点でこの結末がでてくるというのは、木に竹を継いだ感じを否定できない。それは、美談としか受けとめようがない。美談—それは結構なことに違いないが、美談は所詮レアケースにすぎない。われわれはそれを当てにして、在宅福祉の仕事を考えるわけにはゆかない。

主催者であるその町の社会福祉協議会の面々にはわるいと思いつながら、講師役の筆者は、切角の趣向の映画をくさすところから話をはじめねばならなかった。あとで、口の悪い講師と言われそうだと思いつながら。

ついでに余分なことに触れると、各地の研修会・講談会をめぐる、割りきれない思いを共通に抱くことが一つある。具体的に述べたいので、ある県の主催になるさる大研修会の模様をふり返る。

県内の民生児童委員をはじめ地域のリーダーを網羅した会場には、さすがに活気があふれていた。主催県がかなり力を入れ、予算も十分に計上しているように見うけられた。筆者は午後の部の講師である。

遠方の地とて前日より現地入りしていたが、空いた午前中の市内視察の誘いを断わり、早くから会場のフロアに入りこみ、聴衆に交わって午前の部を聴講することにした。機会があれば少しでも人の話を聴くようにしているが、いろんな意味で参考になるところが多い。

いいお話だった。その講師は旧知の人、尊敬するこの道の先輩でもあった。政府の各審議会の委員を兼ね、従って政府の施策についての新しい情報にも通じていた。

どの分野でも、それぞれの地域の指導的立場従って“*The established*”の人々の好む話というものは、このような政府の新しい施策についての先取りのなものである。よく使われる漠然とした“社会福祉の動向”という用語にも、その意味合いが含まれているので演題として好まれる。

ところで人の話を聴くときには、内容も大事だが、発声法にも注意するこ

とにしている。講師の発声が悪い場合（早口、語尾が不明瞭、小さい声で突然大きな声を入れる、えーあーうーを瀕発、せきばらいも意味なく多発するなど）は、切角の魅力ある話も十分に伝わらないことになる。

いろんな意味で午前中の聴講は参考になったが、終了間際にまわりにいた人々が、筆者を午後の講師と気付いた。それは大部分は年配の婦人民生委員で、やがてのことにぐるりと周りを取り囲んで、遠慮のない注文をつけるのである。“午後はひとつ難かしい話は抜きにして下さいよ”それは午前中よく眠っていた人々らしかった。心得た、委せておきなさいと、安請合いする。

ズレを感じるのは、これからのところである。四角四面な難しい話はしない、できるだけ分りやすく述べる—それは一寸心掛ければ、可能なことだ。次に話の中味は、政府の方針の先取的説明は他の講師に委せて、当方としては、どこに問題があるのかはっきり提示し、それを乗り越える方法を共に考えてゆきたい、そういうところで一貫している。

ユーモアを交えて話すことは、大部分の聴き手に歓迎される。しかし問題をあからさまに出すことは、必ずしもよろこばれない。世間は一般にハッピーエンドの話をよろこぶようだ。

現にこの大研修会でも、一部の男性年配の民生委員氏からは、当方の意図をよく受けとめてもらえなかったように感じた。そのごく一部であっても声なき声を代弁すれば、曰く午後の講師の話はくだけすぎている（講師は威厳をもっておごそかにあるべし?）、曰く政府施策に対する批判が強すぎる、というところであろう。

他でも感ずる世間の反応だが、一般化した言い方をすれば、“the established”の人々と筆者との間のズレである。“the established”の用い方は、前述のように社会の既成階層、指導者層、体制寄りとでも言うべきか、それらをミックスした意味合いをもたせている。そのズレの感覚を分っていたぐくためには、ありふれた身近のことを口にしなければならぬ。

少年時代の正義感と恥じらしい、反抗心などは乙女の恥じらしいとともに、大人になれば失われる資質だ。社会化（socialization）の過程で、必要ないものとして、脱ぎ棄ててゆくものである。

話題がとぶようだが、例えば短大保育科の学生を毎年施設実習に送り出す。決ったように施設側の評価は手きびしく、実習生は酷評をうける。

個々の細かいことは別として、原因の基本的なことは分っている。だから

実習に赴く学生には、実際的なアドバイスを与えることにしている。“恥じらしい心をかなぐりすてて、テレることなくテキパキと行動しなさい。先輩の指導には、大きな声で反応すること。もちろん園児たちには、自信をもってしっかりした態度で接しなければ、言うこときかないよ。”一転して施設側にも、要望しておく。相手は古参の保母、つまり主任保母とか施設長で評価を与える人々である。“あなた方はとくに忘れていているけれど、誰しも10代の乙女の頃は恥じらしい心がある。そう注文通りには反応できないから、その辺を斟酌して見てほしい。”

主任保母たちは不得要領な顔をしてうなずく。仕事一図にきびしい世間を渡ってきた身には、乙女の恥じらいなどを思い出すことは不可能だ。それは過ぎ去った過去の、今となっては理解できない部分でしかない。socializationの過程は、その稀な美德を、厚かましき、押しつけがましき、積極果敢な生き方にとって代らしめたのだから、非可逆的に。

別な表現法で、似たようなことを、入社早々のフレッシュマンたちに与えることがある。on duty (仕事についているとき) と off duty (仕事を離れたプライベートな時間) の使い分けということである。個人の性格がシャイで純情でテレ屋で無口であるとして (少年の日の無口—思い出しませんか?)、それを on duty にそのまま持ち込むと、大抵仕事にならない。丁度舞台俳優が役どころに合わせて演技するように (善人が悪役に徹したり)、仕事が要求する性格に on duty の時間帯は自分を変えねばならない。せっかちでも気長に (case work の対人関係など特にそうである)、シャイが時には図々しく、無口ですからでは社会は通らないことがあるから、時には能弁に。

もっともらしく新人に説く身が、しかし実のところ socialization を十分に果していないのだから、皮肉だ。

少年期の恥じらしい、無口、正義感、それらのものは社会の中で生きてゆくために、磨滅して消え、保身と処生の術にとって代られる。その転換が不十分で少年期の心情を曳きずっている場合は、ズレが生れる。

本題と関わりのない心情部なことを述べ立てているようだが、この小稿で問題の提出の仕方と、実は根本的に連がっている。しかしここでもっと実務的に前提をまとめてみよう。

(1) 厚生白書などは政府の編さんにかゝわるものであるから、現状肯定というより施策の成果の方に重点がおかれる記述になっているのは、止むを得な

い。もうこれでよしとする賛美的なところを除外して用うれば、それは現状の計数的資料として、十分役に立つ。毎年版を新たに刊行される「社会福祉の動向」(全国社会福祉協議会)、「国民の福祉の動向」(厚生統計協会)等についても、同様の評価があてはまる。

(2) 後ほど具体的に指摘するように、在宅福祉の在るべき姿に絞って考えてみても、現況と近い将来像はやや悲観的である。いまのまゝでは、掛け声だおれになりそうな気がする。その危機感で見ると、研究者の問題意識が、やはり現状肯定に安んじているように思われてならない。それでは、よりよい方向を拓く展望が生れてこないではないか。

(3) もともと社会福祉・社会保障の分野は歴史が浅くて、現代的な考え方も(それは社会通念の転換として生じた)、具体的な施策(一般的方法と具体的方法の両者を含む)も、ともに高々100年ほどの年数を経ているにすぎない。若い分野なのである。ということは未成熟・未完成の体系として、これから創りあげるべき部分が多いということになる。将来の可能性を秘めているものの、しかし現状は完成の域に程遠い。それも生きている複雑な社会相手であれば、それぞれの国の実情に合わせ、試行錯誤的に進めるしかないのだが、少なくともわが国の場合、その進度がおそすぎて、今のままでは問題の当面の解決にすら間に合いそうにない。

(4) 短い歴史ではあっても、社会福祉のシステムは、ライン(現場)の体験を基にいわば帰納的に創られてきた。この当然の事実をひとびとは時折忘れてしまい、ソーシャルワークも“福祉の措置”も、なにか制度的なものとして法制的に与えられるか、または外国の文献から輸入されるか、そんな天下りのなものを漠然と思いつちである。

例えばソーシャル・ケースワーク法は、たしかに輸入品だ。しかしそれを創始したとされるMARY・RICHMOND(1861-1928)にしろ、先輩の拓いた道Friendly visiting(友愛訪問)を基礎にして、自ら実地の体験によってそれを深め、より科学的で普遍的な方法としてケースワークを築き上げていったのではないか。もとをたゞせば、やはりラインの中のケースを基盤にして努力して創りあげたことに思いいたる。

若い分野なのだから、これから創り上げていくべき部分が多い。もうかなり出来上っているというような思い違いや錯覚があっては、前進が期待できない。創るといっても、政府施策で与えられるだけでなく、われわれが共に

参加して創ってゆく。そのためには、現在の不備なところを、はっきり見極め、それを補う努力を相共にしなくては。それは政府施策の批判などといった、他人事みたいな関係ではない。すべて国民一人ひとりに降りかかってくることであるから、“the established” 的現状肯定・賛美に終始していたのでは、はじまらないのである。

それには頭が硬直化することなく、加齢に関係なくいつまでも水々しい感受性・好奇心・正義感（少年・少女期のような）といった心の持ち様が、必要なのではないか。

それとも筆者の感ずるズレが、幻に過ぎないのだろうか。望ましい用語の氾濫の中でノーマリゼーション（近い将来これはopen care^①にとり代えられる）、福祉の風土づくり、地域福祉、在宅福祉、etc. —ひとびとは、映画のあの甘い結末のような、隣人愛に満ちあふれた地域社会の到来を、夢見ていればいいのだろうか。

2. 足もとを見つめる

病弱な老親を同居の家族が介護して疲れ果てる例は、いたるところで見受けられる。それでいてまだその適格な社会的支援体制は、できていないし近く整えられる見込みもない。「経済的扶養に関していえば、社会保障を主体とする社会的扶養が、今や一般的になっているが、介護などの身の世話についてはというと、どこらへんまでを、どのようにして社会化するのは、必ずしも定まった方向が示されているわけではない^②」という見方が一般的で、方向すら定まっていないのである。^③

しかし問題は深刻に、われわれの足許にひたひたと追し寄せている。筆者の所属するある財団法人（福岡市内、月1回以上企画委員会に出席）にしても、僅か5名の事務局員の1人の男子職員に、家族崩潰に近い事情がおり、優秀なスタッフだったが定年を待たずに退職してしまった。家族介護のためである。社会のケアシステムがなく、美談も発生しないとなると、本人が唯一のマンパワーとして、家庭に専念せざるを得ないことになる。（本人の実母、90～94才の間寝たきり。妻がケアにつとめた挙句、病にたおれる）

少し統計図表について、全体の傾向を見ておこう。

在宅福祉は可能か

65才以上老人の同居別居の割合推移^⑧

	子らと同居 ↓	夫婦のみ ↓	独り暮らし、施設暮らし ↓
S.35年	87.3%	7.0	5.7
40年	84.8	8.5	6.7
45年	79.3	11.6	9.1
50年	74.4	15.1	10.5
55年	69.9	18.0	12.1
60年	65.6	20.5	13.9

核家族化の進行といわれるものの、同居の率はそう極端に減っていない。更にこれを百分比でなく実数でみると、子らとの同居は増え続けている。

S.35年	40年	45年	50年	55年	60年
471万人	529	586	660	744	813

次に、同居家族の状況について、諸外国との違いを垣間見ると、次表のようにわが国の特別な様子がうかがわれる。

同居している家族^⑨

(単位: %)

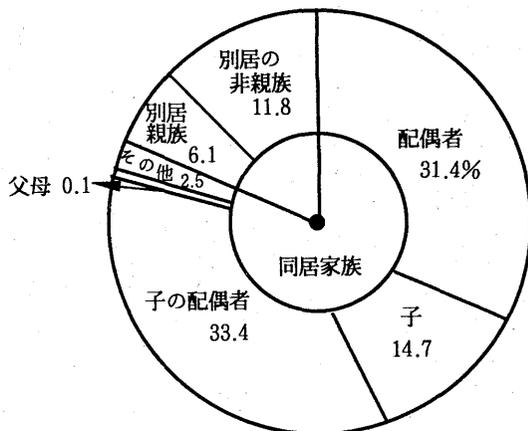
	日本	タイ	アメリカ	デンマーク	イタリア
配偶者	69.5	49.4	49.0	51.0	56.9
既婚の息子	40.4	23.0	0.7	0.8	11.1
既婚の娘	10.2	38.0	2.0	1.0	11.0
子どもの配偶者	34.8	37.9	0.8	0.3	21.2
未婚の子	16.0	30.8	10.6	5.0	25.4

在宅福祉は可能か

孫	38.0	68.6	2.3	0.8	16.7
同居人なし	6.7	4.6	39.6	44.0	18.8

問題は介護が必要な在宅老人の世話を、同居家族の誰がするのかということ、これも全国統計の示すところではわが国の場合、子の配偶者、子の順になっている。

「寝たきり老人」の介護者の続柄別構成割合⁶⁾



しかしこのような、老親の介護者は嫁が多いという伝統は、世情の移り変りで少なくとも意識的に薄らぎつつあるので、早晚変化するものと思われる。例えば「長寿社会における男女別意識の傾向に関する調査」(本年9月、厚生省老人対策室)によれば、寝たきりになった場合の介護を頼むべき相手について、配偶者52.1%、娘13.8%、嫁6.9%という意識観が示されており、現況とすでにかなりの距りをみせている。筆者の住む町北九州市域内の一部調査でも(八幡西区社会福祉協議会、区内実態調査'89年集計分)、体が不自由になって今の住居で暮らす場合、だれに世話を頼むか、との質問に対する回答として、①娘 ②息子 ③家庭奉仕員 ④兄弟・姉妹 ⑤親族の順になっていて、意識変化で同様の傾向が見うけられる。

われわれを取りまく状況がそうであるとして、つまり諸外国にくらべて家族の同居率が依然高く、かつ介護を要する場合そのマンパワーに頼ることが

多いとして、それらを支援する体制がどうなっているかが問われなければならない。声のみ高い在宅福祉（これまた言葉だけの在宅医療と並んで）のポイントはまさにそこにあるのだが、以下にそれを見定めておきたい。

3. ケアシステムの在り方

—それなりにまとめてみれば

施策はずらり出そろっている。それでいて、在宅福祉というテーマを中心にして、総合的に機能しているとはどうしても思えない。それぞれがばらばらで、その上中途半端に終始する。これは批判のための批判ではなくて、問題を把握するために述べていることで、その批判的分析の上に立って、なんとか地域福祉のケアシステムを、曲りなりにも実現させるための一歩の努力をふみ出したいのである。

現行制度のそれぞれに沿って、進めてゆく。

(1) ホームヘルプサービス

最も基本的なもので、歴史も古い。それは昭和38年老人福祉法制定とともに、その規定する“福祉の措置”の一つとして、制度化された。（各地方自治体の先行的実践は、その数年前からあったが）ホームヘルパー増加のあとを一瞥しよう。

昭和 40年	44	48	52	57	58
673	4,145	7,278	9,166	18,278	18,278
59	60	61	62	63	
19,908 ^人	21,613	23,555	25,305	27,105	

それは着々増加しているように思われる。しかし在宅ねたきり者の数の前には、到底追いつく数字ではない。-60才以上301千人（65才以上で262千人）（S.61年調査）

その介護の種類は、次のとおり。

（単位千人、昭和61年厚生省国民生活基礎調査）

282千人	入浴	屋内移動	屋外歩行	衣服着脱	排せつ	食事	体位交かん
	254	161	204	216	183	154	102

在宅福祉は可能か

高度の国民負担で在宅福祉システムを完成させたスウェーデンの場合は、サービスハウス付き年金住宅の完備とともに、ホームヘルパー等のマンパワーが理想的に確保され、これにボランティアの組織化が加わる。人口が極端に違う両国を比較するのは、表面の数字だけでは分らないが、一応数字を掲げよう。

スウェーデン :	ヘルパー	7万人 (うち6万人が老人向け)	
	対象老人	30万人	
	老人数	140万人 (総人口830万人)	> (1985年)
わが国 :	ヘルパー	23,555人	
	老人数	12,468千人 (人口121,049千人)	

7万人と2万3千人、これを人口を同じとして再計算すると、スウェーデンの場合ヘルパー数はわが国の38倍強となる。

スウェーデンと比較するのは無理かもしれない。筆者の目論見では、わが国の場合ヘルパー数が少なくとも現在の10倍欲しい。家庭奉仕員はそれほど大切なので、在宅福祉を本気にするつもりなら、その基幹となるものである。政府も力を入れはじめ、厚生省案によると向う3ケ年で倍増したいということらしい。倍増は10倍の願いに、はるかに及ばない。となると、外の制度とからめ、何とか間に合わせる方途を講じなくてはならない。

一つだけこの制度に、途中で目新しいものがつけ加わった。昭和57年10月から、ホームヘルパーの派遣先が、所得税課税世帯にも拡大されたことである。すなわち有料派遣制度の創設であった。

(参考) 利用者負担額 (1時間当り)

<S.63年度>

世帯区分	A	B	C	D	E	F
	0円	0	200	350	500	650円

—例えばFは生計中心者の前年所得税課税年額が、42,001円以上の世帯—

これは画期的なことと受けとめられたが、逆に考えれば、従来ホームヘルパー制度は低所得層を対象とした救貧対策の域を出ていなかったことになる。ようやくその救貧を脱して、広く市民のニーズに応える道がひらかれたこと

になる。しかしその定着化は、まだこれからの問題である。

制度がすぐに間に合わないとなると、民間の任意の組織が動きはじめることがある。灘神戸生協の「コープくらしの助け合い活動」なども、その一例。組合員の間に限られる活動だが、1単位（2時間）700円の有償制である。まだ大規模のものではなく、6年目を迎えて奉仕会員登録者数413人、援助をうける会員の登録者数362人となっている。1988年度の活動状況は、延べ時間29,174。延べ人数として実働会員2,214人、援助を受けた会員2,419人であり、活動内容には、家の内外の手入れ、食事、洗濯、介助、話し相手、代行・代筆などがあげられる。制度を補うものとして、これら民間ボランティアの組織的活動をひろめることも考えられるが、量的にニーズをカバーするところまでには無理で、せいぜい制度をいくらか補う程度のものであろう。

(2) デイ・サービス

一連の事業の中では最も分りやすく、それだけに比較的によく利用されている。最寄りの老人ホームまたはデイ・サービスセンターに、週1・2回通って、食事・入浴・リハビリなどのサービスをうける。在宅ねたきり老人や重度身障者には、こちらから出向いての訪問サービス（入浴・給食・洗濯）事業も、このデイ・サービスにまとめられた。

問題は実施箇所数で、昭和54年度から制度化されたが、63年度でまだ630ヶ所に過ぎない。（60年代に3,000ヶ所の整備が、目標とされている。）

在宅福祉の一翼を荷わせるつもりなら、実施箇所を早目に増やさねばならない。理論的に位置付けをすれば、デイ・サービスは施設の社会化（socialization—施設が地域から遊離せずに、施設の地域活用がなされること、更に施設と地域の活発な交流が実現すること）の中で、最も基本となる事業である。

その分りやすさにくらべて、次の項目は誤解されやすい。それは最初から盲走したきらいすらある。

(3) ショート・ステイ（在宅老人短期保護）

現況をあとまわしにして、この事業の（おかげさに言えば）レーゾン・デートルをはっきりしておく必要がある。そこのところに目を蔽ったまゝ、うやむやにはじめたところに、問題の原因があるのだから。

特別養護老人ホームの場合を思いうかべると、分りやすい。寮母をはじめ

介護を担当する職員は、苦勞の多い仕事に日々向い合っている。それでも、日曜祭日等の休日（入所施設では交代で勤務につくもの）から、働く者の権利・年次有給休暇などが、当然のことながらあり、ちゃんと消化されている。（休暇中の代替用員のパート雇用も、措置費の範囲内の予算に盛り込まれている）

家庭でケアを担当する家族の場合は、どうだろう？ 1日のうち定まった休憩時間が、あるだろうか？ ノー。週のうち日曜日などの休日が、とれるようになっているか。ノー。1年の中で何日か休暇をもらい、その間老親等のケアの代りを外の人にしてもらうことができるだろうか。やはりノーである。

ないないづくしの働きづくめ。気の休まるときもないその日々は、困難な介護の仕事の負担を加重させるばかりで、偶々ケアを受持たねばならなくなった家族の誰かが（単数または複数、多くは単数）、精神的・肉体的疲労の限界に達し、やがては倒れる。そしてその一家の家庭崩潰が、決定的にはじまるのだ。

病院、老人ホーム等へのあずけっぱなしで、それを免れることはできる。しかしベッド数にも限りがあるし、だいいち、本人がそれで満足できるかどうか、である。施設ケアのあり方も工夫されているが、住みなれた地域に帰り、家族とともに家庭で暮らしたいと願う高令者も多い。

ショート・ステイ（短期入所）は、本来は在宅ケアの重荷を緩和するための、要の制度なのである。

近くの老人ホーム（養護・特養）に、在宅のねたきりまたは病弱の老人を、手続を履んで7日以内あずける。ケアに明け暮れしていた家族は、その間解放され、溜っていた用事を果すもよし、旅行に出かけることもできる、ゆっくり休養をとることも可能とあって、心身ともにリフレッシュして、7日後再びケアにいそむことができる—できる筈であった。

筈と述べたのは、制度の発足当初は、そうならなかったからである。

昭和53年度から事業開始されたとき、「居宅におけるねたきり老人等を介護している者が、病気・出産等の一時的な事情により介護ができなくなった場合」に限定されてしまった！

このように狭く限られたのでは、介護疲れを癒すには程遠い。そうなれば、在宅福祉を進めようとする立場からは、この制度はあってなきが如きものに

なる。

これは一概に政府部内の不明と、責めるわけにはゆかない。大本は、在宅福祉をめぐる社会的ケアについて、国内に未だコンセンサスができていないところにある。—前記一部引用した三浦文夫氏の文中にも、それが端的にあらわれている。

更に、制度発足当初一部に行われた反対意見も、国民的合意のできていない問題だけに、無視できないものがあつたと思われる。曰く、ショートステイの制度が新設されれば、これを悪用して、病気がちの老親等を施設にあずけて、同居の若夫婦たちが物見遊山の旅に出かけるようなことがおこらないとも限らない。そうなれば、わが国古来の親を大切にす醇風美俗が失われることになりかねない。—

ようやく昭和60年度より、それは広げられることとなった。

すなわち、「在宅老人短期保護事業実施要綱」(厚生省社会局長通知)が昭和60年度より改正されたが、主たる目的としては従来と同じ限定的なものを掲げながら(行政の一貫性? または体面を保つため?)、「保護の要件」の部分でぐっと門戸をひろげるのである。それは、(1)社会的理由と称して、疾病・出産・冠婚葬祭・事故・災害・失跡・出張・転勤・看護・学校等の公的行事への参加、とかなりにぎやかになり更に、(2)私的理由がぼつんと説明ぬきでそう入された。

私的理由とは、考えたネーミングである。その具体的意味は、政府関係解説書で明らかにされた。「保護の要件を介護者の病気・出産等の社会的理由によるほか、介護疲れ等の私的理由にも利用できることとし⁷⁾」と相成った。ショート・ステイが本来の姿に、ぐっと近づいたことになる。

その表現の仕方が控え目なもの、やはり国民的コンセンサスができていない(三浦氏の表現を借りれば、国論二分的状況)現在では、やむを得ないことであろう。

一般的に言って社会的ケアについての社会通念のあり様は、歴史的な変遷を辿ってきたものであり、また国によって趣を異にする。かなり手ごわいテーマでもあるので、稿を改めて取り上げることにしたい。

利用状況は全国で3万7千人(昭和61年度)、実施カ所数は630ヶ所(昭和63年度)、昭和60年代に3,000ヶ所の整備が目標とされている。

“介護疲れ”をカバーするには、まだ程遠い数字だ。

(4) 地域給食と福祉電話

何れも全国的資料からは消えてしまった事業である。地域給食は、施設を中心にひとり暮らし老人への弁当配達に終始して、人と人とのコミュニケーションを考えなかった点で、外食産業の伸びとともに意義が薄れてしまった。福祉電話は公費による電話機設置を前提とした、救貧的事业であったところが、時代に合わなくなって忘れ去られた。

しかし一部ボランティア活動に見られるように、地域給食は人と人の語らいを媒介とする限り、在宅福祉の一翼を荷う事業たりうるし、福祉電話はストックホルム市内のボランティア組織にみられるように、広くひとり暮らし老人家庭を対象として、活発な声のコミュニケーションを行うとき、これも在宅福祉の一助たり得る。

規模と構想を改めて、両事業を全国制度として復活すべきであろう。

4 われわれの目標

悲観的な見通しばかり述べたてているようだが、前途については必ずしもそうでない。

ストックホルム郊外の、ある年金住宅でのこと。そこに3部屋をもつ92才の男性老人は、自分の城を部屋のキイとともに持つ誇りのせい、堂々として見えた。身のことはサービスハウスと、行き届いたホームヘルプ（夜間のパトロールもある）のおかげで、何不自由もない。

その人は週に2、3回、近くの家族に会う。家族は年金アパートの近くの一般アパートに住むよう、国の近居政策がとられているためである。

これは、理想的な老後生活の在り方のように思われた。

やがて老人は、外国のどの家庭にもあるような家族の写真を、サイドボードの上に飾られたそれについて、一つ一つ説明しはじめた。

説明が進むにつれて、老人は涙をぼろぼろ流しはじめる。高令者の涙もろさだけではなさそうなその涙は、やはり心の蔽いようもない淋しさを示していた。独立の城と社会的ケアに支えられた生活、近居の家族に度々会うことのできる幸せ、それでいてやはり満たされないものがあるのだった。

本当は、同居がしたいのじゃないだろうか。家族のぬくもりと喧騒の中で、その中に浸って暮らしたいのではないだろうか。

老人の涙は、いろいろなことを考えさせてくれた。

そのスウェーデンでは同居率が零に近い。偶々同居した稀なケースでは、数年前、娘が父親に対するホームヘルプ代を、他のホームヘルパー並みに政府に要求した。スウェーデン政府もさすがにためらったようだが、結局は要求を容れて規定の料金を支給することにした。以来稀な例ながら、同様の場合は同じ措置がとられるようになった。

ドライと言えばドライである。そんなことは考えられそうにないわれわれの場合は、いわばウェットな社会だ。同居率も西欧にくらべて、はるかに高い。

ウェットさは見方によっては、家族と地域の暖かさが心情的に残存する社会と見なすことができよう。

われわれの場合、既に見てきたように社会的ケアのシステムは、未だ心もとない状況である。それでもなんとかあの手この手でやってゆけば、間に合うものにしあげることが可能だ。—ボランティアの、本当の意味の組織化を含めて、既成制度全体をもう少し活性化すれば。

そのとき、われわれは家庭と地域のぬくもりを基盤にもったまゝ、在宅福祉を整備したことになる。それは欧米にはない、よりすぐれたものになるのではないか。おせっかいなパターナリズム[®]社会は、ドライに割り切ってやゝよそよそしい感じのある欧米のそれよりは、まじな福祉社会を導くことができるかもしれない。そんな希望が十分持てるのである。

もっともそれには先に述べたように、社会的ケアについてのコンセンサスが、必要条件となる。しかしまだおしなべて、その問題意識が薄いのである。となると前途は多難で、遠い思いがする。—切角最後は明るくまとめようとしたのに、そうならなかった。やはり厳しい現実に目を蔽うわけには、いかないのだから。

(註)

- (1) 拙稿、オープン・ケア—転換期の福祉社会が目指すもの、梅光女学院大学論集20号参照
- (2) 三浦文夫「介護に関する国論二分的状況」、月刊福祉、'89. 12月号(全社協出版)
- (3) 1989年12月頃よりにわかに在宅福祉3本柱(ホームヘルパー、ショート・ステイ、デイ・サービス)が国の主要施策として脚光を浴び、大巾な伸びが計画されるようになった。その動機はともあれ、存宅福祉の推進にとって大きなプラスには違いない。

- (4) 各年国勢調査結果による図表化。－湯沢雅彦「図説日本の家族問題」'88. 7, NHKブックス
- (5) 1986「老人の生活と意識に関する比較調査」, 総理庁
- (6) 厚生省「厚生行改基礎調査」, 昭和59. 6
- (7) 昭和63, 国民の福祉の動向, 厚生統計協会
- (8) 拙稿, グループワークとパターンリズム, 論集22号